



島根県報

平成16年 2 月17日 (火)
号外 第 8 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

公 告	
都市計画の決定案の縦覧 (13件)	(都 市 計 画 課)

公 告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 都市計画の種類
広瀬都市計画整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を決定する土地の区域
広瀬都市計画区域の全域
- 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに広瀬町役場
- 縦覧期間
平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 都市計画の種類
木次都市計画整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を決定する土地の区域
木次都市計画区域の全域
- 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに木次町役場
- 縦覧期間
平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
三刀屋都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
三刀屋都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに三刀屋町役場
- 4 縦覧期間
平成16年2月17日から平成16年3月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
大東都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
大東都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに大東町役場
- 4 縦覧期間
平成16年2月17日から平成16年3月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
加茂都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
加茂都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに加茂町役場
- 4 縦覧期間
平成16年2月17日から平成16年3月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
仁摩都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
仁摩都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに仁摩町役場
- 4 縦覧期間
平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
温泉津都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
温泉津都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに温泉津町役場
- 4 縦覧期間
平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
川本都市計画整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
川本都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに川本町役場

4 縦覧期間

平成16年2月17日から平成16年3月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

旭都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

旭都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに旭町役場

4 縦覧期間

平成16年2月17日から平成16年3月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

三隅都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

三隅都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに三隅町役場

4 縦覧期間

平成16年2月17日から平成16年3月2日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年2月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

匹見都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

匹見都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに匹見町役場

4 縦覧期間

平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

六日市都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

六日市都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに六日市町役場

4 縦覧期間

平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年 2 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

西郷都市計画整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

西郷都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課並びに西郷町役場

4 縦覧期間

平成16年 2 月17日から平成16年 3 月 2 日まで

